

第7回 医薬品の販売等に係る 体制及び環境整備に関する検討会	参 考 資 料
平成20年5月16日	1

医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会開催要綱

平成20年2月1日

1 趣旨

一般用医薬品のリスクの程度に応じて専門家が関与し、販売時の情報提供等が適切に行われる等、国民から見てわかりやすく、かつ実効性のある販売制度を構築することにより、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資することを目的として、薬事法の一部を改正する法律が平成18年に公布され、平成21年中の施行が予定されている。

この改正の趣旨に照らし、改正薬事法において規定された販売の体制や環境の整備を図るために必要な省令等の制定にあたって、必要な事項を検討するため、本検討会を開催するものである。

2 主な検討事項

- (1) 情報提供等の内容・方法
- (2) 情報提供等に関する環境整備
- (3) 情報提供等を適正に行うための販売体制
- (4) 医薬品販売業者及び管理者の遵守事項等

3 構成員の構成

- (1) 検討会は、薬学等の学識を有する者、都道府県の関係者等の有識者及び一般用医薬品に関わる団体の代表15名で構成する。
- (2) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

4 運営

- (1) 検討会は、医薬食品局長が招集する。
- (2) 検討会の議事は座長が行う。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ指名する者が職務を代理する。
- (4) 検討会の議事は公開し、議事録を作成・公表する。

5 その他

検討会の庶務は、総務課において処理する。